

序議付議事案書

開催・令和7年3月26日

所管部課	教育部生涯学習課	部長	田口 茂夫
件名	東大和市スポーツ推進委員に関する規則について		
	区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則		
部課機関			
1. 要旨			
これまで、教育委員会規則で定めていた東大和市スポーツ推進委員に関する規則について、令和7年4月1日からスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、市長が管理し、及び執行することになることから、市長の規則として制定したい。			
(1) 主な改正内容			
<p>① 廃止前の東大和市スポーツ推進委員に関する規則（平成23年教委規則第3号）の内容を踏まえて制定する。</p> <p>② 附則において、令和6年4月1日から2年任期で、現に委嘱されているスポーツ推進委員については、この規則によりスポーツ推進委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、令和8年3月31日に満了することを規定する。</p>			
(2) 施行日：令和7年4月1日			
2. 経過（現時点に至るまでの経過）			
(1) 東大和市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則（令和7年教委規則第3号）を令和7年2月14日に公布し、令和7年4月1日付けで廃止する。			
(2) 規則の内容については、総務課審議済み。			
3. 留意事項（問題点等）			
4. 主管部処理案（検討結果等）			
序議審議後、速やかに制定手続を進める。			
5. 審議結果			

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。